

平成 26 年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定された。

償却資産に対する固定資産税及びゴルフ場利用税については、現行制度の堅持の主張が認められ、関係各位のご尽力に感謝を申し上げます。

一方、車体課税の見直しについては、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることが前提に行うとされていたところであり、確実に税財源を確保するよう引き続き強く要望する。

また、法人住民税については、法人住民税法人税割の税率の引下げ分に相当する税収の全額を地方交付税原資とすると決定された。

しかしながら、法人住民税は、行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、加えて、指定都市は、大都市特有の財政需要を抱えており、都市的税目である法人住民税は非常に重要な財源である。

地方公共団体の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充していく中で行われるべきであり、今回の偏在是正策は、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものであり誠に遺憾である。都市税源拡充の観点から見直しが図られるよう強く要望する。

平成 25 年 12 月 12 日

指定都市市長会会長職務代理

上 田 文 雄